

第71回 全国労働衛生週間を迎えるにあたって

愛知労働局長 伊藤 正史

全国労働衛生週間は、昭和25年から毎年実施され、今年で71回目となります。本週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場における自主的労働衛生管理を促し、労働者の健康を確保することなどを目的としています。本年は、

「みなおして 職場の環境 からだの健康」

をスローガンに、9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間として全国一斉に実施されます。

労働衛生に関わる皆様方のご努力の下、事業場の労働衛生水準は確実に向上していますが、現在もなお、多くの業務上疾病が発生しています。愛知県における令和元年の業務上疾病は、昨年より3件増加し、休業4日以上となった方が416名、うち6名は死亡に至るものとなりました。亡くなられた方の内訳は、3名が過重な業務による脳血管疾患・心臓疾患等、1名が強い心理的負荷を伴う業務による精神障害、2名が熱中症によるものです。

労働者が仕事によって健康を損なうことは、本来あってはなりません。過労死や精神障害による死亡を防ぐためには、「働き方改革」をさらに進め、併せて長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策を推進することが必要です。

また本年、「溶接ヒューム」等が、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼす恐れがあるとして新たに特定化学物質障害予防規則の規制対象とする改正が行われた他、建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止のために事前調査の強化等を図る石綿障害予防規則等の改正が行われました。さらに、高年齢労働者が安心して働ける職場環境づくりや健康づくりを目指し、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)が公表されました。これらの法令改正やガイドラインを踏まえて、適切な労働衛生管理を進めていく必要があります。

健康であることは働く上での基本です。本年については、各事業場において新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮しつつ、全国労働衛生週間を機会とした取組を進めていただき、スローガンのとおり、職場環境とからだの健康のみなおしに努められますようお願いいたします。

*このメッセージは、動画でご覧いただけます。
右 QR コードをご参照ください。

